

令和6年第8回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和6年8月20日(火) 午前8時50分～9時20分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	3番 加 藤 浩 揮
	4番	佐 藤 陽 介	5番 今 隆 俊
	6番	石 澤 孝 知	7番 長 内 康 之
	8番	木 村 功	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄

4 欠席委員 (1人)

2番 森 山 栄 治

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	山 口 貴 佳	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠

6 議事参与の制限委員 (1人)

9番 工 藤 勝 彦

7 付議案件

報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第31号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第32号	農用地利用集積計画の決定について
議案第33号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第34号	職員の懲戒処分について

8 事務局職員	事務局長	佐 藤 久 貴
	事務局長補佐	村 上 大 樹
	主査	山 田 和 晶
	主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第8回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番今隆俊委員、6番石澤孝知委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第15号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年7月受理分は、相続が6件、総面積14,505㎡、田が10筆12,356㎡、平畑が6筆2,149㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第16号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号35番は、大字黒石字浄光寺の田、105㎡を賃借人の都合により、令和6年7月1日に合意解約したものです。 受付番号36番は、大字黒石字十三森の田、外3筆合計8,901㎡を賃

		借人の都合により、令和6年7月1日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号37番は、大字三島字宮元の樹園地、5,994㎡のうち3,000㎡を賃貸人の都合により、令和6年7月9日に合意解約したものです。 受付番号38番は、大字境松字村井の田、外2筆合計5,113㎡を賃借人の都合により、令和6年7月16日に合意解約したものです。 受付番号39番は、大字黒石字十三森の田、外1筆合計4,949㎡を賃借人の都合により、令和6年7月16日に合意解約したものです。 受付番号40番は、大字黒石字十三森の田、1,880㎡を賃借人の都合により、令和6年7月16日に合意解約したものです。 6ページに移ります。 受付番号41番は、美原町の田、5,594㎡を賃貸人の都合により、令和6年7月26日に合意解約したものです。 受付番号42番は、馬場尻西の田、外4筆合計19,908㎡を賃借人の都合により、令和6年7月29日に合意解約したものです。 受付番号43番は、馬場尻南の田、外1筆合計6,244㎡を賃借人の都合により、令和6年7月29日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第31号につきましては、9番工藤勝彦委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (工藤勝彦委員退席) それでは、議案第31号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第31号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が3件、所有権移転が6件です。 8ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号25番は、大字三島字宮元の樹園地、5,994㎡のうち3,000㎡を経営規模拡大のため、2年間貸借するものです。 受付番号26番は、大字温湯字派の樹園地、外1筆合計2,122㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号27番は、馬場尻南の田、外1筆合計6,244㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。

	9ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号41番は、大字上十川字村元一番の畑、817㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号42番は、大字三島字宮元の田、外1筆合計2,290㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号43番は、大字上目内澤字堀合の畑、135㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号44番は、大字牡丹平字柏木山の樹園地、9,770㎡を親から子への経営移譲のため、贈与により取得するものです。 10ページに移ります。 受付番号45番は、大字上十川字山元の樹園地、外1筆合計5,742㎡を祖母から孫への経営移譲のため、贈与により取得するものです。 受付番号46番は、大字上十川字留岡五番の樹園地、外9筆合計27,477㎡を祖父から孫への経営移譲のため、贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、5番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員	今回申請があった農地について、去る8月8日、佐藤陽介委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号25番・26番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はそれぞれりんごの栽培が行われます。 受付番号27番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号41番は、耕作便利のための申請です。現況は畑で、権利取得後は野菜の栽培が行われます。 受付番号42番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号43番は、耕作便利のための申請です。現況は畑で、権利取得後は野菜の栽培が行われます。 受付番号44番は、親から子への経営移譲のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号45番・46番は、それぞれ祖母・祖父から孫への経営移譲のため贈与による申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。

		今回申請があった９件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第３１号は原案のとおり決定いたします。 （工藤勝彦委員指定席に着く） それでは、議案第３２号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第３２号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が１件、賃借権設定が１件です。 別紙１３ページで説明します。 （１）使用貸借権設定です。 受付番号２番は、農地中間管理事業による１０年間の新規設定となります。 受付番号２番は、小屋敷西の畑、３７５㎡です。 （２）賃借権設定です。 受付番号５４番は、農地中間管理事業による１０年間の新規設定となります。受付番号５４番は、大字牡丹平字福民北の樹園地、４、４４３㎡を１０ａ当たり１０、０００円での設定です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第３２号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第３３号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

山 田 主 査	議案第33号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙15ページで説明します。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が2件で、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから、新たな受け手に貸し付けられるものであります。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、大字東野添字長坂道北の畑、1,311㎡、期間は2年5ヶ月となっております。 (2) 賃借権設定です。 受付番号4番は、西ヶ丘の田、外1筆合計3,727㎡、期間は5年6ヶ月、賃借料は10a当たり玄米60kgの物納となっております。 受付番号5番は、大字竹鼻字北野田の畑、外1筆合計4,064㎡、期間は6年7ヶ月、賃借料は10a当たり10,000円となっております。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	賃借権設定の4番は、47aの面積を既に営農していますが、何を営農しているのですか。
山 田 主 査	水稻です。
佐藤国雄委員	この方は認定新規就農者とのことですが、経営面積を見る限り、収入面等は大丈夫なのでしょうか。
山 田 主 査	この方は元々株式会社アグリーンハートに勤務していた方で、同社が借りていた農地を、この方に移行していく流れとなっており、来月の総会にも議案を提出する予定です。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第33号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第8回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年8月20日

議長 永立康行

議事録署名者 今 隆俊

議事録署名者 石澤孝知